

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第 133 号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「理財局長」を「行財政局財政担当局長」に改め、同条第4号中「環境局長、都市計画局長」を「環境政策局長、都市計画局長、都市計画局住宅政策担当局長」に改める。

第10条前段中「行政財産」を「その所管に属する行政財産」に、「を廃止した」を「が廃止された」に改め、「受けて」の右に「局長等が」を加える。

第43条の見出し中「主管局長」を「財産活用促進課長」に改め、同条各号列記以外の部分中「局長等は」を「局等において」に改め、「の各号」を削り、「主管局長」を「行財政局財務部財産活用促進課長」に、「市長が必要がないと認めるとき」を「別に定めるものについて」に改める。

第48条第2項中「及び第2号」及び「（主管局長である局長等にあつては、同項第3号及び第4号の帳簿を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)